

給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）の『見方』

A 【所得の種類と額を表示】

項目	内容
給与収入	前年1～12月の給与収入額
給与所得	給与収入－給与所得控除－所得金額調整控除
その他の所得計	給与所得以外の所得の合計
主たる給与以外の合算所得区分	その他の所得計の所得に*を表示
総所得金額①	給与所得＋その他の所得計

G 【補足内容を表示】

●住宅借入金特別控除額や寄附金税額控除額がある場合に、市民税・県民税の税額控除額を表示します。

●ふるさと納税をされた方が確定申告した場合、所得税での寄附金控除を除いた税額控除額となるため、寄附金税額控除額＝寄附金額－2千円とはなりません。

●年度途中で所得控除額の変更に伴い、課税額の変更があった場合は異動事由を表示します。

●年末調整用に勤務先へ提出する各種控除申告書の記載誤りは、税額が正しく算定されない原因となりますのでご注意ください。

C 【税額計算の基礎となる所得額を表示】

項目	内容
総所得③	総所得金額①－所得控除合計②(千円未満切捨)
山林所得	山林の伐採または譲渡による所得
分離短期譲渡	土地建物等の譲渡による所得(5年以下保有)
分離長期譲渡	土地建物等の譲渡による所得(5年超保有)
株式等の譲渡	株式等の譲渡による所得
上場株式の配当等	上場株式の配当等のうち申告分離課税を選択して申告した所得
先物取引	先物取引をし、差金等決済をしたときの所得

※ 【「お知らせ」と「お願い」】

- この通知書は特別徴収義務者(給与支払者)を通じて、通常5～6月頃に配布されます。
- 納税義務者の個人情報保護のため、所得および所得控除額欄の圧着加工を施しています。
- この通知書に表示されている内容は、給与からの特別徴収に関する情報のみとなります。
- 普通徴収分や公的年金からの特別徴収分は、別途送付される納税通知書をご覧ください。
- 3月16日以降に申告書等を提出された場合、この通知書に反映されていない場合があります。
- この通知書は再発行できませんので、必要に応じ所得(課税)証明書をお取りください(有料)。
- お問い合わせの際は個人情報保護のため、指定番号・宛名番号を必ずお知らせください。
- ふるさと納税上限額の試算は、明石市HPの「住民税額シミュレーション」をご活用ください。

F 【納付額を表示】

毎月の給与から差し引かれる金額です。

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

The diagram illustrates the layout of the tax notification form. Callouts A through H point to the following sections:

- A**: 給与収入 (Income)
- B**: 所得控除 (Deductions)
- C**: 所得 (Income)
- D**: 扶養親族 (Dependents)
- E**: 税額 (Tax Amount)
- F**: 納付額 (Payment Amount)
- H**: 住所 (Residence)

受給者番号	氏名	指定番号
住所	宛名番号	

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定・変更したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不届がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求めるときは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市長を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経なくても処分取消しの訴えを提起することができます。

H 【納税義務者の基本情報を表示】

- その年の1月1日時点の住所地で課税されます。(1月2日以後に明石市外へ転出された場合でもその年度分は明石市において課税されます)
- 氏名及び住所(方書は記載省略)はその年の1月1日時点の内容です。

B 【所得控除の額と種類を表示】

項目	内容
雑損	雑損控除の額
医療費	医療費控除の額
社会保険料	社会保険料控除の額
小規模企業共済	小規模企業共済等掛金控除の額
生命保険料	生命保険料控除の額
地震保険料	地震保険料控除の額
障・寡・ひ・勤	障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除の合計額
配偶者	配偶者控除の額
配偶者特別	配偶者特別控除の額
扶養	扶養控除の額
基礎	基礎控除の額
所得控除合計②	所得控除の合計額

D 【人的控除の該当時は*または人数を表示】

扶養親族該当区分		本人該当区分	
項目	内容	項目	内容
控配	控除対象配偶者	未成年者	未成年者
老配	老人控除対象配偶者	特障	特別障害者
特定	特定扶養親族	他障	普通障害者
同老	同居老親等	寡婦	寡婦
老人	老人扶養親族	ひとり親	ひとり親
16歳未満	16歳未満扶養親族	勤労学生	勤労学生
その他	一般扶養親族		
同障	同居特別障害者		
特障	特別障害者		
他障	普通障害者	繰越損失	繰越損失がある場合

E 【税額を表示】

項目	内容
税額控除前所得割額④	所得区分に応じて税率をかけて所得割額を計算します。 総合課税分＝総所得③×市民税6%(県民税4%) 分離課税分＝分離課税所得にそれぞれの税率をかけます。
税額控除額⑤	調整控除・配当控除・住宅借入金等特別控除・寄附金税額控除・外国税額控除・配当割額または株式等譲渡所得割額の合計額
所得割額⑥	税額控除前所得割額④－税額控除額⑤
均等割額⑦	市民税3,500円 県民税2,300円
特別徴収税額⑧	所得割額⑥＋均等割額⑦
控除不足額⑨	所得割額⑥から控除できなかった配当割額・株式等譲渡所得割額
既充当額⑩	控除不足額⑨から特別徴収税額⑧に充当した金額
既納付額⑪	変更通知前に納付済の税額
差引納付額(⑧－⑩－⑨, ⑩)	給与から差し引かれる税額
変更前税額⑫	税額変更前の税額
増減額(⑧－⑫)	税額変更があった場合の増減した金額
変更月	税額変更があった月

【ご注意】ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用された方が確定申告書を提出する場合、寄附金控除額の記載もれにご注意ください！
●特例制度は確定申告書を提出しないことを要件とした制度であり、確定申告書を提出された時点で特例制度は不適用となります。
●ふるさと納税分を寄附金税額控除として適用を受けるため、確定申告書を提出される際は寄附金控除額を必ず記載してください。
【記載漏れがあると市民税・県民税が増額されることになり、これを修正するには確定申告書を再度提出していただく必要があります】

◎この通知書の内容についてのお問い合わせは 明石市役所市民税課まで ☎(078)-918-5013(直通)